

資産と費用の区分誤り

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|----------|------|--------------------|----------|------|------|--------------------------|----------|------|------|--------------------------|----------|--|
| 富田林保健所 | <p>下記1～3の工事について、既存財産の除却部分相当額を公有財産台帳から減額しなかったこと、また下記2及び3の工事について、資産と費用の額を誤ったことから、本来計上すべき金額が公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>1 工事完了日：令和7年3月13日（検査日：令和7年3月13日）</p> <table border="1" data-bbox="528 598 1617 772"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府富田林保健所 所内照明器具取替</td> <td>162,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和7年3月31日（検査日：令和7年3月31日）</p> <table border="1" data-bbox="528 846 1617 1020"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府富田林保健所 多目的トイレ横洗面台改修工事</td> <td>459,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工事完了日：令和7年3月31日（検査日：令和7年3月31日）</p> <table border="1" data-bbox="528 1094 1617 1268"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府富田林保健所 1階ロビー男子トイレ改修工事</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 工事名称 | 契約金額 | 大阪府富田林保健所 所内照明器具取替 | 162,800円 | 工事名称 | 契約金額 | 大阪府富田林保健所 多目的トイレ横洗面台改修工事 | 459,000円 | 工事名称 | 契約金額 | 大阪府富田林保健所 1階ロビー男子トイレ改修工事 | 300,000円 | <p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 （公有財産台帳） 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針） 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> |
| 工事名称 | 契約金額 | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府富田林保健所 所内照明器具取替 | 162,800円 | | | | | | | | | | | | | |
| 工事名称 | 契約金額 | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府富田林保健所 多目的トイレ横洗面台改修工事 | 459,000円 | | | | | | | | | | | | | |
| 工事名称 | 契約金額 | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府富田林保健所 1階ロビー男子トイレ改修工事 | 300,000円 | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>【5】除却・取替処理方針</p> <ul style="list-style-type: none">1 売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合(2) 1 財産の一部を滅失した場合 ⇒除却した部分相当額を減額する。 |
|--|--|--|

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月22日まで）